



英吉利  
コンシユール君  
和蘭陀  
コンシユール君





英吉利

コンシユール君

和蘭院

コンシユール君

先刻の戦事と御使

見れば平戸海峡を

英國軍艦が御使

事と御使の御使

内務省の御使

中々東久世卿の御使

出陣の御使

當時平戸大守の御使

諸君の御使

と御使の御使

方又の御使

御使の御使

達一の御使

方一の御使



方又ハ京都政府ニ申上リ  
彼方ハ平戸太守又ハ重役ニ  
達シテ成ル様ナリト云々  
方ハ以テ此ノ其國元ノ其  
様ノ区々多ク其國  
公使ハ乃チ命下ルル者  
其節測量船ニ乗リ  
了ルルヨリ其報返ル  
事其ノ事細大弗遺  
上ルル事

二月十日 岩下信忠  
ユルルトサトウ柳

遇百々事ト云々 古ノ事  
宗徒ノ一件ハ其後  
松者以テ其ノ海  
地諸侯ト云々  
百姓ノ事ト云々  
宗徒ノ事ト云々  
宗徒ノ事ト云々  
宗徒ノ事ト云々



遇日まをれを 古所野縣

宗徒しし一件とて城はあつた  
拙者此年五嶋に海軍隊を  
遣わし諸侯を束西家と争  
百姓一擧お法禁の重なり  
奈し事六國係争し彼地  
滿るるに宗徒入る事亦義  
事を見守りて後山丸カバ嶋  
ウラ嶋にさかたに陣候し者  
有し外に此身も傳之丸  
正実も亦能く事あるに大  
そと各戸をば保護す

西暦一千七百一十二年

ミルクス フロウルス  
王スクリワイル

我  
三月十日附き進めし事あり

三月十日附き進めし事あり



我ニ月本等ノ附子等並ニニ斗力等ノ  
以テ事等ノ二所ニ 附有ルルニ 附有ルル  
附有銀次郎 此向中事等ノ事等  
好等ノ 附有 附有 附有 附有  
回人 附有 附有 附有 附有  
附有 附有 附有 附有  
附有 附有 附有 附有  
附有 附有 附有 附有  
附有 附有 附有 附有

乙酉日

所田五位

美田公使

アタムス

若下



存博進口為暑市

促在公處長馬原

予聖在臨先般

亦安有讓公使所

依教仕為因施去

酒代價不運送

貨亦所一劫茶

新至自一則此亦

紙且地一衣下亦見

仕名受亦生之少

許價難仕下官甚



能且也

仕多憂 亦生之 少

得續難仕 乃其甚

而子難 之 難 之 難

日亦在 之 何程

相成 之 亦 之 得 之 而

回報 之 亦 之 得 之 且

星 之 送 之 費 之 亦 之 且

名 之 是 之 亦 之 且

亦 之 難 之 亦 之 得 之 且

亦 之 依 之 亦 之 得 之 且

五月五日

具定

正儿子 之 亦 之 得 之 且

閣下



正儿子不才下  
閣下

貴國牙十月十日附書籍

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山

前之致好名欲之先身松山



結要者... 氏... 書之...

之... 極... 賦... 之... 節...

年五月十... 考... 坤... 之... 九...

六百... 兩... 之... 月... 延... 引... 之...

月... 分... 利... 銀... 等... 甚... 故... 尚... 於... 上... 語...

所... 度... 并... 此... 度... 者... 宜... 為... 請... 命...

自... 國... 航... 渡... 在... 於... 能... 費... 之... 因... 樣...

上... 請... 命... 之... 者... 右... 者... 十... 之... 語...

在... 九... 之... 西... 曆... 天... 一... 月... 之... 節... 一... 拂...

之... 宜... 有... 九... 十... 百... 出... 始... 五... 兩... 之... 者... 是... 者...

八... 子... 七... 百... 五... 兩... 之... 內... 若... 尚... 如... 者...

拂... 以... 之... 者... 之... 利... 限... 等... 既... 滿... 經... 曆... 年...

請... 命... 之... 者... 宜... 其... 後... 之... 年... 賦...

九... 月... 之... 十... 五... 月... 之... 一... 兩... 度... 之... 期... 限...

一... 之... 拂... 命... 之... 者... 宜... 其... 前... 約...

之... 通... 請... 命... 之... 者... 宜... 其... 右... 者...

宜... 其... 後... 之... 年... 賦... 之... 期... 限...

請... 命... 之... 者... 宜... 其... 度... 之... 期... 限...

如... 之... 既... 此... 後... 之... 年... 賦... 之... 期... 限...



之道請在平越之山石

舊法所不之極之牙賦限

請言向之道其教度亦抑

如之既此程已心之我政府

如之亦遂落其西曆元月

首之抑之其若其當在哉

其和協之程先朱在五月

中其抑之其期限在引

之其レイレハ不代望之通事

條理之既之其月分利銀等如

改取當在之抑既之其子

其和協之程先朱在五月

其和協之程先朱在五月

既之利銀等如法上之同

其和協之程先朱在五月

其和協之程先朱在五月

其和協之程先朱在五月

其和協之程先朱在五月

其和協之程先朱在五月

其和協之程先朱在五月

其和協之程先朱在五月



代層都度之譜在如

承務之別也語在として

其御流は其其程其水

都左五謀存 存小 鍾

五下ふあ由 五下 詢 五下 五下

在中山 弘之儀 五下 五下

書籍 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下 五下 五下 五下







於此中道有採法存存此

亦稱有方有證言

九月一日

五代不聖

英國居士

老達

呈上

第二十四號

本下第五号附之書翰

其當局取振之有部令

之慮之於中越亦達以刻去

左之通及報告

一日備人足之候其定教取

極其快決之無之語即不



右之通及報告

一日傭人足之反其定数取  
極め以決之無之詰り即不  
商民より便利を成し紙に  
有之りし未過之賃銀を以て  
証言に於て雇聊に好隣に之  
即去スニツス。ハコ氏も之  
如きハ福嶋屋人足若し辨与  
賃銀滞りて之催促を不顧  
他人人足雇入ハ福嶋屋  
人足也。故隣中守ハ欲し我  
ハコ氏債手を下し之理  
不之打擲以て之ハ不得  
止事争闘に及後有之  
日雇定数に關係し外より  
雇人足其故を拒り起り  
多之日雇若し権柄未与ハ  
拒り中其故に全足下傳字  
之張り

一右スハコ氏好意を起り



多之日往昔日權振古与  
扱と中中扱は全足下傳字  
之張る

一右スパン氏好意の起る  
争闘之事件と當時の  
中々双方之理の明白之上  
眾之輕重を寄夫と寛嚴  
之處を及ば後勿論之事  
存り

一日備加る新入足船次大之  
之邦諸職人ホ一切當局之  
免許と否は其職當り  
成りかき當局の規則  
夫々租税出納の取立は  
市中間は流るる根之  
全之事は作海日備  
大工之件は住宅の  
不致之の多し有之中

次四思之の業奪次無之患  
不才所より當局用務  
古勅は之の



不致... 多... 之... 以...

次四患之所業存等盜之患

不才所... 當局(本務)

古勸以... 之... 中... 之...

以付此... 之... 手... 之... 之...

以... 之... 盜... 之... 之...

有... 之... 其... 之... 之...

以... 之... 若... 之... 之... 之...

者... 之... 之... 之... 之... 之...

之... 之... 之... 之... 之...

一我... 之... 之... 之... 之... 之...

國... 之... 之... 之... 之... 之...

致... 今... 之... 之... 之... 之...

以... 之... 之... 之... 之... 之...

之... 之... 之... 之... 之... 之...

是... 之... 之... 之... 之... 之...

之... 之... 之... 之... 之... 之...

以... 之... 之... 之... 之... 之...

一右... 之... 之... 之... 之... 之...

之... 之... 之... 之... 之... 之...

人民... 之... 之... 之... 之... 之...







改し夜存の尤々根之事  
件と諸の沢遠信の成  
矣に致しは生一と事与  
存るはしはしは疑惑と  
つはしは事毎談う致す抵  
船志忠告之類別の存の  
此者及古回答の謹云

二百十二  
五代方助

英國副博士  
ゴウエル  
号下



英國副博士

ゴウ儿

号下

以手紙致啓者等

我天皇陛下於京都

未<sup>レ</sup>廿七日辰之刻

即位之大典行

此後及再報告

如何承座以上

八月廿四

五代才助

英國副博士



即位之大典也所行

如言此後及再報告度

如何而之也以上

八月廿四日 五代才助

英國

ラウカ

呈下

猶以未也上書局

諸勢如石在体内此後

其高民也



